神山町競争入札心得

最終改正　令和６年４月１日

（目　的）

第１　神山町公共工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法、神山町財務規則、神山町公共工事標準請負契約約款に関する規則、その他の法令を順守するほか、この心得の定めによるものとする。

（入札に関する留意事項）

第２　入札参加者は、町が指示した設計図書及び現場等を熟知の上、入札するものとする。なお、上記設計図書を閲覧しなかった者及び現場説明に参加しなかった者は、当該工事等に係る入札に参加することができない。入札書記載金額は、特に指示のない限り、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額とする。

２　入札は別に定める入札書により作成し封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札書締切日時までに提出しなければならない。また、入札書の提出及び辞退届の処理がシステム上未完了のままである場合は、欠席となる。

３　入札参加者は、入札箱を一旦投入した後は（電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後は）、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。

４　入札が無効となった者又は最低制限価格を設定した工事にあっては、その最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格を下回る入札書記載金額で入札した者は、当該工事等に係る再度入札に参加することができない。

５　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書は、不要とする。

６　代理人が入札する場合の記入例

（例）代理人の場合
住　所
商号又は名称
代表者　氏名
代理人　氏名　　印

（例）復代理人の場合
住　所
商号又は名称
代表者　　氏名
代理人　　氏名
復代理人　氏名　　印

（入札の辞退）

第３　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（１）　入札執行前にあっては、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

（２）　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

（３）　電子入札システムによる入札の場合は 、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り辞退届を提出することができる。

（４）　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りでない。

（公正な入札の確保）

第４　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札のとりやめ等）

第５　入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

２　また、入札参加者が 1 人のみとなった場合には、当該入札を取りやめる。

３　前項の規定にもかかわらず、再度公告入札においては、入札参加者が 1 人のみとなった場合でも、落札者を決定することができるものとする。

４　一般競争入札の場合は、入札参加者が 1 人のみとなった場合でも、落札者を決定することができるものとする。

（当該入札が無効となる事項）

第６　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　記名押印のない入札（電子入札による場合は、電子認証書を取得してない者のした入札）

（２）　入札金額を訂正した入札、入札金額の記載のない入札、入札参加者又は代理人の住所、商号又は名称、氏名に誤りがある場合。
ただし、その他の記入事項について軽微な誤字脱字がある場合は、当該案件への入札であると執行者が判断できる場合は有効とする。

（３）　同一事項に対してした２通以上の入札

（４）　他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

（５）　委任状を持参しない代理人が行った入札

（６）　明らかに連合によるものと認められる入札

（７）　電子入札にあっては、確認資料の電子ファイルが「徳島県電子入札システム運用基準」において指定するもの以外でした入札

（８）　前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

（再入札等）

第７　入札書に再の字を記載する。

入札回数は、当初を含めて 3 回までとし、次の方法により決定する。

（１）　3 回以内に予定価格内に達した最低入札価格者

（２）　3 回の入札で予定価格に達しない場合は、入札終了後最低入札金額の入札者及び次順位の入札者より見積書を徴し決定する。

（３）　電子入札で予定価格に達しない場合は、開札終了後入札参加者に電話及び文書にて連絡し、最長 1 週間の提出期限をもって入札書を郵便及び持参にて提出を受け決定する。

（４）　落札同価格の最低入札書が 2 つ以上あるときは、くじ（電子入札は電子くじ）により落札者を決定する。

（契約の締結）

第８　落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して 7 日以内に、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。（設計金額が 300 万円未満のときは、免除する場合がある。）

２　前項の期間は、契約権者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

３　落札者は、前２項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

（前金払の特約）

第９　請負金額及び受託金額が 300 万円以上である場合は、契約締結時に、申し出により 10 分の 4 以内（業務委託にあっては 10 分の 3 以内）の前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。

２　請負金額が 1000 万円以上の工事である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により 10 分の 2 以内の中間前金払をすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。